

令和2年8月14日

「観音寺市地域防災計画（改定案）」についての  
パブリック・コメント手続実施結果

令和2年6月1日から令和2年6月30日までの30日間「観音寺市地域防災計画（改定案）」について実施したパブリック・コメント手続では、1人から65件の意見をいただきました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらの意見について、内容を要約して整理し、それらに対する市の考え方とあわせて以下に示します。

今後とも市政につきまして、ご理解とご協力のほど、よろしく申し上げます。

○意見を募集した施策等：「観音寺市地域防災計画（改定案）」

○提出意見 <意見の提出者数> 1名 <意見の数> 65件

<意見の提出方法> 持参

※提出して頂いたご意見は、趣旨を変えない範囲内で、簡略化または文言等の調整をしています。また、内容が類似しているご意見につきましては、まとめて1件分として市の考え方を示しています。

| No. | 該当箇所 | ご意見（要約）   | 意見に対する市の考え方  |
|-----|------|---|--|
| 1   | 全体   | 改訂箇所の比較表・改訂箇所を明示した目次の配布を求めます。                                 | 次回の改定時は修正内容をまとめた、概要版を作成し配布します。                                     |
| 2   | 全体   | 一般編・地震編・津波編に含まれる「各計画」の系統だった整理・関係づけが必要です。                      | 必要に応じて、整理・関係づけを行います。   |
| 3   | 全体   | 全体が、「一般論」・「基本計画」の域・内容である。実施に必要な「実施計画」に相当する「計画」類の作成を急ぐ必要があります。 | 市の防災に係る基本計画のため総論的にはなりますが、個別計画については本計画に基づき順次進めてまいります。貴重なご意見として承ります。 |

|    |                 |  |   |
|----|-----------------|--|---|
| 4  | 全体              | 計画等の作成・実施時期を明示したタイムスケジュールを市民に明確に公表すべきです。タイムスケジュールの作成・公表を求めます。      | 本計画の中でも公表すべきかどうかも含めて、貴重なご意見として参考とさせていただきます。                             |
| 5  | 一般対策編<br>P10    | 「日本赤十字香川支部」における「処理すべき事務又は業務の大綱」の内容の変更について説明の付記を求めます。               | 日本赤十字社救護規則改正に伴う変更です。  |
| 6  | 一般対策編<br>P16    | 気候の「表タイトル」と「図タイトル」の修正、またグラフを踏まえた「市の気候」の記述を求めます。                    | 気候の「表タイトル」と「図タイトル」の修正をします。気候の概要への影響は不確実性があるため、原案のとおりとします。               |
| 7  | 一般対策編<br>P22    | 人口の推移、産業別就業者人口について信頼のおける公表資料を用いて、再構成することを求めます。                     | 公表資料を用いて修正します。  |
| 8  | 一般対策編<br>P23    | 「2 世帯」・「3 地区別に見た人口・世帯の分布」において、統一された数値（資料）により整合性のある内容に再構成することを求めます。 | 現行の資料を用いて修正します。   |
| 9  | 一般対策編<br>P30.31 | 治山対策計画の大幅な方向転換について説明付記を求めます。                                       | 香川県による計画の変更に沿った修正です。  |
| 10 | 一般対策編<br>P31    | 要配慮者利用施設に対する「避難確保計画」等の作成に関する記述の追加を求めます。                            | 要配慮者利用施設に対する「避難確保計画」等の作成に関する記述は「第2章 第24節 要配慮者対策計画」に記述しているため、原案のとおりとします。 |
| 11 | 一般対策編<br>P38    | 「内水ハザードマップ」の意味・解説を求めます。  | 参考資料の22-7の用語の説明（内水）で付記します。  |

|    |              |   |  |
|----|--------------|---|--|
| 12 | 一般対策編<br>P38 | 「内水ハザードマップ」の配布時期・配布方法について、何らかの方法での広報を求めます。            | 令和3年度末までに策定し、市のホームページ、広報紙等で周知予定です。   |
| 13 | 一般対策編<br>P41 | 「ため池ハザードマップ」の配布時期・配布方法について、何らかの方法での広報を求めます。           | 10万m <sup>3</sup> 以上のため池ハザードマップについては市のホームページ等で公表済みであり、10万m <sup>3</sup> 以下の防災重点ため池の浸水想定区域図又は、ため池ハザードマップについても、令和2年度中を策定目標とし、市のホームページの掲載や総合防災マップで配布予定です。 |
| 14 | 一般対策編<br>P53 | 消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項から第3項に変更になった理由の説明を求めます。       | 修正誤りのため、文章内容に合うよう修正します。  |
| 15 | 一般対策編<br>P69 | 福祉避難所に関する表現・記述を求めます。                                  | 福祉避難所に関する表現・記述は「第2章 第24節 要配慮者対策計画」に記述しているため、原案のとおりとします。  |
| 16 | 一般対策編<br>P71 | 避難計画の作成の促進・指導に関する記述を求めます。                             | 「(略)また、市は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準について出前講座等で市民への周知に努める。(略)」と修正します。   |
| 17 | 一般対策編<br>P78 | 「災害廃棄物、がれき、土砂の撤去に係る連絡体制」、「災害廃棄物の分類・排出方法等」に関する記述を求めます。 | 観音寺市社会福祉協議会策定の観音寺市災害ボランティアセンター運営マニュアル、観音寺市災害廃棄物処理計画に記載しているため、原案のとおりとします。   |
| 18 | 一般対策編<br>P79 | 要配慮者に対する記述箇所において、すべての箇所に「小児慢性特定疾患病児」の記述に加えること求めます。    | 「小児慢性特定疾患病児」は「要配慮者対策計画」、「要配慮者応急対策計画」の要配慮者関係の計画に記載しています。その他の記述は「難病患者等」「その他」に含めて整理しています。   |

|    |              |  |  |
|----|--------------|--|--|
| 19 | 一般対策編<br>P81 | 避難行動要支援者の支援に対する「名簿作成」・「全体計画」「個人計画」に関する記述を求めます。   | 「第3 避難行動要支援者の対策」の「1 防災基盤の整備」に記載があるため、原案のとおりとします。   |
| 20 | 一般対策編<br>P82 | 「要介護状態区分・障害等級等の要件」、「要件の判断部署等」、また「避難行動要支援者名簿は漏れなく作成済みか」の公表・記述を求めます。                                       | 「要介護状態区分・障害等級等の要件」については市ホームページの「避難行動要支援者支援制度について」において公表しています。また、要件に基づく判断部署は高齢介護課、社会福祉課が担当でP79の実施担当課で健康福祉部の記述をしています。<br>避難行動要支援者の対象者名簿は「要介護状態区分・障害等級等の要件」をもとに抽出し随時更新を行っております。本計画は、防災減災の大きな方向性を示すもので確認方法、作成状況の記載は考えておりません。 |
| 21 | 一般対策編<br>P83 | 「本人への同意確認」の実施実績はあるのか、また実施方法の記述を求めます。   | 避難行動要支援者登録（変更）申請書にて同意確認しています。<br>「(4) 避難行動要支援者名簿の取り扱い」の「(前略)平常時から名簿情報を支援等関係者に提供することを説明し、申請書にて意思確認を行うものとする。」に修正します。   |
| 22 | 一般対策編<br>P83 | 「避難行動要支援者に対しては、市担当部局が本人に郵送や個別訪問を行い、平常時から名簿情報を支援等関係者に提供することを説明し、意思確認を行うものとする。」の実施・実績はあるのか、また実施方法の記述を求めます。 | 避難行動要支援者に避難行動要支援者登録（変更）申請書の郵送を行い登録の推進を行っています。実施方法については「市担当部局が本人に郵送や個別訪問を行い」と明記されているため、原案のとおりとします。  |

|    |               |  |   |
|----|---------------|--|---|
| 23 | 一般対策編<br>P86  | 「要配慮者を対象として避難訓練シミュレーション・移送訓練」の実施・実績・実施方法、また「安全な避難誘導體制の確立」の記述を求めます。 | 今後、市の防災訓練等で訓練の「実施方法」、「安全な避難誘導體制の確立」について関係機関等と検討が必要であるため、原案のとおりとします。   |
| 24 | 一般対策編<br>P89  | 市民に対する普及啓発の、今改訂時追加項目に関する「普及・啓発活動」についての記述を求めます。                     | 「地震対策編」「津波対策編」にすでに記述があり、他の対策編と整合性を合わせるため項目の追加をしたので、原案のとおりとします。  |
| 25 | 一般対策編<br>P90  | 日本語として、普通の市民が理解できる文章に再構成、又は用語説明の付記を求めます。                           | 参考資料の 22-7 の用語の説明で付記します。  |
| 26 | 一般対策編<br>P91  | 「災害予測を示した地図」の明確な表示・記述を求めます。  | 「第8 災害情報の提供等」の「市は、災害状況を記録し、公表する。市は、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を市民に提供する。また、災害予測を示した地図（ハザードマップ等）を作成し、市民に周知する。」に修正します。 |
| 27 | 一般対策編<br>P91  | 「地図情報その他の方法」の具体的な方法の記述を求めます。                                       | 「地図情報その他の方法」が多岐にわたるため、原案のとおりとします。   |
| 28 | 一般対策編<br>P103 | 「少年育成センター」担当部署は。   | 令和2年4月1日の組織再編に伴い教育委員会教育総務課に属しています。  |
| 29 | 一般対策編<br>P104 | 災害対策本部設置を観音寺市ホームページでの公表実施を求めます。                                    | 観音寺市災害対策本部を設置した場合は、ホームページ等で公表します。   |
| 30 | 一般対策編<br>P114 | 「リエゾン」の意味・内容の解説・説明を求めます。   | 参考資料の 22-7 の用語の説明で付記します。  |
| 31 | 一般対策編<br>P114 | 「各事務所長」の意味・内容の解説・説明を求めま  | 「各事務所長」は県の管轄の事務所長を指すため「第9 緊急災害対策  |

|    |                   |   |   |
|----|-------------------|---|---|
|    |                   | す。  | 派遣隊（TEC-FORCE）等の要請」の「(略)市は四国地方整備局香川河川国道事務所等が派遣するリエゾンや県出先機関の各事務所長や首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。(略)」に修正します。  |
| 32 | 一般対策編<br>P119、156 | 「警戒レベル」、「住民等がとるべき行動」、「5段階」、「当該行動を住民等に促す情報」、「行動を住民等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」についての解説・説明を求めます。 | 「警戒レベル」にまとめて参考資料の22-7の用語の説明で付記します。  |
| 33 | 一般対策編<br>P139     | 不鮮明で判読困難につき、改善を求めます。  | 改善します。  |
| 34 | 一般対策編<br>P163、165 | 在宅避難者・車中避難者への物資配布医療サービス・情報伝達等の観音寺市の担当部署・対応方法等の記述を求めます。  | 情報伝達は危機管理課から防災行政無線や広報車等で、被害状況に応じた対応となります。<br>対応方法としては「第8 避難所外避難者等への配慮」の「市は、やむを得ず避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、防災行政無線等を活用した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。」に修正します。 |

|    |               |   |  |
|----|---------------|---|--|
| 35 | 一般対策編<br>P173 | 食品衛生対策の観音寺市による監視・指導における実施担当部署・実施方法の明記を求めます。         | 実施担当部署は P172 の「主な実施担当課」に記載の「健康福祉部健康増進課」です。実施方法についても記載している通りですので、原案のとおりとします。                                |
| 36 | 一般対策編<br>P176 | 生活ごみ最終処分場の資料の確認と改定を求めます。                            | 確認のうえ正しい数値に修正します。  |
| 37 | 一般対策編<br>P177 | 解体前に石綿及びフロン類の残量確認の報告、適正処理の報告等にルール化を求めます。            | 各種法令に基づいた報告等を業者に周知します。   |
| 38 | 一般対策編<br>P194 | 「観音寺市災害ボランティアセンター」の開設手順・要員等に関するルール化を求めます。           | 観音寺市社会福祉協議会は観音寺市社会福祉協議会観音寺市災害ボランティアセンター運営マニュアルを策定しており、マニュアルに沿った開設・運営を行います。                                 |
| 39 | 一般対策編<br>P196 | 「乳幼児」・「妊婦」を対象とした対策の策定・記述を求めます。                      | 「乳幼児」・「妊婦」を対象とした対策についても検討します。  |
| 40 | 一般対策編<br>P206 | 「被害情報等の収集伝達システム」と他の系統図と表現・文言等の整合性をとってください。          | 整合性のとれるよう修正します。  |
| 41 | 一般対策編<br>P219 | 「復興事前準備の取り組み」の具体的項目の提示を求めます。その具体的項目の達成予定時期の提示を求めます。 | 「復興事前準備の取り組み」の具体的項目、達成予定時期については現在未定であるため提示は困難です。   |
| 42 | 一般対策編<br>P221 | 「住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部局」について、具体的担当部署の表記を求めます。         | 罹災証明書等の交付庶務は危機管理課が担当課ですが、観音寺市災害対策本部が設置された場合は、災害に係る証明書交付の庶務を総務部税務課へ移管します。なお、表記については P221 の主な実施担当課に記載してあります。 |

|    |               |  |   |
|----|---------------|--|---|
| 43 | 一般対策編<br>P221 | 「応急危険度判定担当部局」、「応急危険度判定の判定時実施計画」について、具体的担当部署の表記を求めます。         | 「応急危険度判定担当部局」は建設部建設課、都市整備課です。表記について P221 の主な実施担当課に追記します。        |
| 44 | 一般対策編<br>P221 | 「情報共有体制」について、具体的な体制・体系の表記を求めます。                              | No.43 の回答にある追記を行うため、原案のとおりとします。                                 |
| 45 | 一般対策編<br>P224 | 「商工会」と「商工会議所」を統一すれば連絡体制の構築が進むのでは。                            | 貴重なご意見として参考とさせていただきます。  |
| 46 | 一般対策編<br>P225 | 「日本赤十字社香川県観音寺地区、観音寺市共同基金委員会」に関する解説・説明を求めます。                  | 「観音寺市共同基金委員会」は記述誤りのため「観音寺市共同募金委員会」に修正し、参考資料の 22-7 で用語説明を付記します。  |
| 47 | 一般対策編<br>P225 | 「日本赤十字社香川県観音寺地区、観音寺市共同基金委員会」を追加する理由の記述を求めます。                 | 義援金品の配分に協力する団体であり、義援金等の受付の流れを具体的に説明するため追加しています。                 |
| 48 | 地震対策編<br>P70  | 第 3 防災関係機関相互の連携体制の 2 の主語を「市」とした文章構成とし、主体者が明確になるよう変更を求めます。    | 「第 3 防災関係機関相互の連携体制」の 2 の本文を「市は、知事と市長とのホットラインによる（略）。」に修正します。     |
| 49 | 地震対策編<br>P71  | 文章の欠落があるのなら、訂正資料の公開等を求めます。単なる「空白」であるのなら「真剣に確認・校正を行う」ことを求めます。 | 文章の欠落はありませんが、空白については修正します。                                      |
| 50 | 地震対策編<br>P82  | 「福祉避難所」のことを示しているのならはっきりと「福祉避難所」として明記し違いを明確にすることを求めます。        | 福祉避難所に関する表現・記述に関しては「第 2 章 第 17 節 要配慮者対策計画」に記述しているため、原案のとおりとします。 |

|    |               |   |  |
|----|---------------|---|--|
| 51 | 地震対策編<br>P83  | 「災害種別一般図記号」の解説・説明を求めます。   | 参考資料の 22-7 の用語の説明で付記しています。   |
| 52 | 地震対策編<br>P83  | 「災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方」の意味を、一般市民が理解できることばでの説明への変更を求めます。              | 参考資料の 22-7 の用語の説明で地図記号の例で説明していますので、原案のとおりとします。   |
| 53 | 地震対策編<br>P254 | 「路線」・「経路」、適切な表現への修正を求めます。   | 「路線」から「経路」へ修正します。  |
| 54 | 地震対策編<br>P260 | 「地震防災緊急事業五箇年計画」に関する解説・状況説明を求めます。  | 解説は参考資料の 22-7 の用語の説明で付記しています。事業の実績としては学校施設等の耐震改修を行っており、令和 3 年度より「第 6 次地震防災緊急事業五箇年計画」となる予定です。 |
| 55 | 津波対策編<br>P225 | 「避難検討対象地域」と「高齢者等事前避難対象地域」について、その差異が明確になるよう、整理・解説を求めます。                      | 参考資料の 22-7 の用語の説明で付記しています。   |
| 56 | 津波対策編<br>P232 | 消防本部及び消防署（出張所）のうち、耐震改修が必要又は津波対策の観点から移転が必要である庁舎の「令和 2 年度まで」の達成度は。            | 平成 28 年 3 月に消防本部・南消防署新庁舎が竣工し、平成 23 年 10 月に南消防署第一分署の耐震大規模改修を行っているため解消していると考えています。             |
| 57 | 津波対策編<br>P232 | 南海トラフ大地震の発生に備え、既存の市が所有している施設を活用することにより、非常用食糧の備蓄スペースの確保について「令和 2 年度まで」の達成度は。 | 非常用食糧の備蓄計画数は、すでに倉庫等に備蓄しているため、備蓄スペースは確保できています。  |

|    |               |  |   |
|----|---------------|--|---|
| 58 | 津波対策編<br>P232 | 南海トラフ大地震の発生に備え、既存の市が所有している施設を活用することにより、救助用資機材その他の物資の備蓄スペースの確保について「令和2年度まで」の達成度は。 | 救助用資機材その他の物資は、すでに倉庫等に備蓄しているため、備蓄スペースは確保できています。                                      |
| 59 | 津波対策編<br>P233 | 南海トラフ大地震の発生に備え、応急的な措置に必要な設備や資機材の計画的な整備について「令和2年度まで」の達成度は。                        | 応急的な措置に必要な設備や資機材については整備されていると考えていますが、今後必要になったものに関しては随時整備を行います。                      |
| 60 | 津波対策編<br>P233 | 社会福祉施設の耐震化率についての「令和2年度まで」の達成度は。  | 消防庁発表の防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果により、平成30年度末時点での耐震化率は71.4パーセントです。                      |
| 61 | 津波対策編<br>P238 | 「危機管理課員の使送により」を市民に理解できるよう解説・説明を求めます。   | 解説・説明を付記します。  |
| 62 | 津波対策編<br>P252 | 消防相互応援協定等の締結の(1)応援協定は現在も有効なのでしょうか。   | 有効であると認識しています。  |
| 63 |               | 「DMAT」と「DWAT」、の違いの解説・説明を求めます。  | 参考資料の22-7の用語の説明で付記します。  |
| 64 |               | 「観音寺市国土強靱化地域計画」のような、各種用語の説明集の作成・付記を求めます。   | 参考資料の22-7の用語の説明で作成しています。  |
| 65 | 参考資料          | 上水道は県企業団との関係であるが、下水についての「観音寺市上下水道工業協同組合」等との協定はどのようになっているのか。                      | 平成30年4月1日付けで協定を再度締結しており修正誤りのため、協定を追加・修正します。下水についても同協定において、災害時における応援が継続されていると考えています。 |

※上記のご意見の他の2編にも関連する場合は同様に修正します。

**【連絡先】**

住 所：〒768-8601

観音寺市坂本町一丁目1番1号

担 当：総務部危機管理課防災企画係

電 話：0875-23-3940

F A X：0875-23-3920

E-mail：kikikanri@city.kanonji.lg.jp